

公益社団法人 日本青年会議所

会員資格規則

第1章 総則

(目的)

第1条 定款第82条第1号の規定に基づき、公益社団法人日本青年会議所会員資格規則（以下「会員資格規則」という）を定める。

(会員)

第2条 公益社団法人日本青年会議所（以下「本会」という）の会員は、定款第6条に基づき、正会員及び賛助会員をもって構成する。

(入会等の公示)

第3条 会頭は、会員についてその資格の得喪を生じた場合には、速やかにこれを会員に相当な方法で公示しなければならない。

第2章 正会員

(正会員)

第4条 定款第6条にいう会員会議所は、定款第8条によって入会を承認されたときからその資格を有し、「××青年会議所」と呼称するものとする。

(地域的資格)

第5条 会員会議所は、地方自治法に基づく市又は、これに準ずる地域を基盤としなければならない。ただし、近隣市町村を含み、又は、2つ以上の市町村を併せてその基盤とすることを妨げない。

(人的資格)

第6条 会員会議所は、入会に際し、定款第7条に定められた資格を有する者が10人以上存在することを要する。

(入会手続)

第7条 本会に入会しようとする青年会議所は、定款第8条第1項及び第2項並びに別に定める「青年会議所新設に関する規程」にしたがい、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員会議所は、定款第9条に基づき、次のとおり入会金及び会費を納入しなければならない。

(1) 入会金 金50,000円

(2) 会費

(イ) 基本額

正会員数が50人までの会員会議所は金30,000円、50人を超える会員会議所は、1人ないし25人増すごとに金15,000円を加えた金額

(ロ) 付加金

会員会議所の正会員1人につき金5,000円

ただし、新設の会員会議所でその入会承認が7月1日以降である場合、及び既設の会員会議所に入会した正会員でその入会が7月1日以降である場合については、当該年度の付加金に限り半額とする。

(ハ) 国際協力資金

定款第5条第1項第7号及び同条第2項第4号の事業活動を行うため正会員1名につき金1,825円

(ニ) JCI会費

会員会議所の正会員1人につき、当該年度JCIが定めたJCI会費

(ホ) JC必携品費

JCBadge、ネームプレート費等

2 前項の入会金及び会費の納入期日は、毎年2月末日までとする。ただし、次の場合を除く。

(1) 当該年度内に入会した会員会議所については、その承認後直ちに納入するものとする。

(2) 既設の会員会議所に、当該年度内に入会した正会員の会費については、次年度の会員会議所の会費と一括して納入するものとする。

3 入会金及び会費は、本会の指定した口座に振り込む方法により納入するものとする。

4 2つ以上の会員会議所が解散し、新たな会員会議所を設立する場合において、解散する各会員会議所が既に当該年度の会費を納入しているときは、新たに設立された会員会議所は第1項第2号の規定にかかわらず、当該年度の会費を納入することを要しない。

5 1つの会員会議所が解散して、既設の他の会員会議所と統合する場合において、解散する会員会議所が既に当該年度の会費を納入しているときも前項と同様とする。

6 既納の入会金及び会費は、これを返還しない。

(退会)

第9条 定款第12条による会員会議所が退会しようとするときには、事前にその旨を書面をもって会頭に提出し、理事会にて報告する。

2 定款第12条第5項による会員会議所の退会のためには、次の督促手続を経ることを要する。

(1) 理事会は、書面により、相当の期間を定めて当該会員会議所に催告をするとともに、その推薦会員会議所、地区を担当する常任理事及びブロックを担当するブロック会長に対しても催告を

依頼しなければならない。

- (2) 前号の催告による期限から3ヵ月を経過するも、なお未納の場合には、当該会員会議所は、当然に退会したものとみなす。

(除名の手続)

第10条 定款第13条による会員会議所の除名の場合には、次の手続を経なければならない。

- (1) 理事会において除名事由が報告された場合、理事会は、当該会員会議所に対しその除名事由及び、これを審議する理事会の開催日を書面で明示し、期間を定めて、これに対する回答を要求しなければならない。
- (2) 当該会員会議所は、指定された理事会において弁明することができる。
- (3) 理事会は、前号の弁明の機会を与えた後、除名に関する議案を総会に上程することができる。
- (4) 総会は、当該会員会議所にあらかじめ通知するとともに、出席し口頭又は書面による弁明の機会を与えた後、除名の議決をすることができる。

(資格喪失の場合の義務)

第11条 定款第11条又は第12条、第13条により資格を喪失した会員会議所は、次のことを遵守しなければならない。

- (1) 会費等納入すべき金員があるときは、これを完納すること
- (2) 入会認証証を返還すること
- (3) 青年会議所の名称、記章、会旗を使用しないこと

(資格喪失と既納会費)

第12条 年度途中において資格を喪失した会員会議所が既に納入した会費は、これを返還しない。

(定款の変更)

第13条 会員会議所は、その定款のうち名称に関する条項を変更する場合は、理事会の承認を得なければならない。

- 2 その他の項目に関しては変更部分を明示して、速やかに本会に届け出るものとする。

(事業報告書の届出義務)

第14条 会員会議所は、事業年度終了後速やかに事業報告書を本会に提出するものとする。

(代表者変更の届出義務)

第15条 会員会議所は代表者の変更があった場合速やかに本会に届出書を提出するものとする。

第3章 賛助会員

(入会手続)

第16条 本会の賛助会員として入会しようとする法人又は団体は、定款第8条に基づき、理事会の承認を得なければならない。

(賛助会員の権利)

第17条 賛助会員は、本会が特定する本会の行事に出席又は参加することができる。

(入会金及び会費)

第18条 賛助会員は、次のとおり入会金及び会費を納入しなければならない。

(1) 入会金 金50,000円

(2) 会費

本会の事業年度ごとに一口金50,000円(一口以上、何口でも可)

2 前項の入会金及び会費の納入期日は、毎年2月末日までとする。ただし、当該年度内に入会した賛助会員は、その入会后直ちに納入するものとする。

3 入会金及び会費は、本会の指定した口座に振り込む方法により納入するものとする。

4 既納の入会金及び会費はこれを返還しない。

(除名等)

第19条 賛助会員の除名については、総会で審議し、議決する。

2 年度途中において資格を喪失した賛助会員が既に納入した会費は、これを返還しない。

3 その他賛助会員に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

この規則の変更規定は、平成23年3月20日から施行する。

昭和41年11月 4日 改正

昭和45年10月12日 改正

昭和47年10月12日 改正

昭和48年10月19日 改正

昭和50年 1月17日 改正

昭和50年10月 9日 改正

昭和51年10月14日 改正

昭和53年10月12日 改正

昭和55年 9月 6日 改正

昭和62年 4月19日 改正

平成 2年 7月20日 改正

平成 2年10月 2日 改正

平成 4年10月 2日 改正

平成 6年 7月22日 改正

平成 6年 9月30日 改正

平成 8年 9月22日 改正

平成15年10月25日 改正

平成16年 7月23日 改正

平成16年10月23日 改正

平成20年10月10日 改正

平成22年 9月30日 改正

平成23年 3月20日 改正